# さいたま市立教育研究所駐車場利用規程

# (趣旨)

1 この規程は、当教育研究所駐車場の利用に関し、必要事項を定めるものとする。

### (駐車場利用の許可)

- 2 次の目的で教育研究所を利用する場合のみ、駐車場の利用を許可する。
  - (1) 教育研究所の研修会、行事等
  - (2) 教育委員会各課の研修会、行事等
  - (3) 市長部局各課の研修会等
  - (4) 教育研究所長が許可した市立学校関係団体の研修会等
  - (5) その他、教育研究所長が認めた場合

#### (利用できる駐車場)

3 研修会等では、原則として第3駐車場を利用する。第1駐車場は、教育相談、研修会 等講師用とする。※第1駐車場の利用を希望する場合は、あらかじめ事務室に申し出る。

#### (利用時間)

4 駐車場を利用できる時間は、下の表のとおりとする。原則として、土・日・祝日及び  $12月29日\sim1月3日を除く。$ 

ただし、教育研究所長が認めた場合は、この限りではない。

	駐 車 場 利 用 時 間
午前	8時30分 ~ 12時15分
午 後	12時30分 ~ 16時45分

※12時00分~12時15分、16時30分~16時45分には、車を移動。

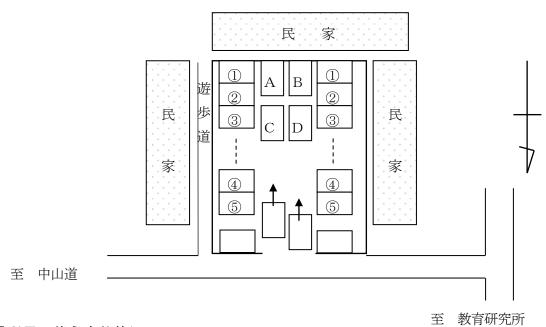
#### (留意事項)

- 5 利用者は、次のことに留意する。
  - (1)第3駐車場は、午前、午後の研修会終了後に必ず車を移動させる。(12時00分~12時15分、16時30分~16時45分)
  - (2) 夜間は、ロータリー及び第1駐車場を利用する。17時15分以降に第3駐車場を利用する場合は、事務室に申し出る。
  - (3) 夜間を除き、ロータリーの利用は認めない。指導者の送迎、荷物の運搬等で 一時的に利用する場合は、事務室に申し出る。
  - (4) 路上駐車は厳禁とする。開錠前に、路上で待機することは厳に慎む。
  - (5) 第3駐車場の両側に駐車する場合は、前向きに駐車する。

- (6) アイドリングをする、大声を出す、立ち話をするなど、近隣住民への迷惑と なる行為を禁止する。
- (7) 駐車場周辺は、通学路となっている。必ず徐行及び一旦停止し、安全を確認 する。

## (駐車方法)

- 6 駐車方法は次に従う。
- ○第3駐車場に駐車する。(教育研究所の南側約250m先)
- ○駐車場奥から、図のように順次①から前向きに駐車する。
- ○両側が満車になったら順次Aからバックで駐車する。



### (駐車場利用に伴う事故等)

7 駐車場利用に伴う事故等について、教育研究所は責任を負わない。

# (参会者への事前連絡及び順守の徹底)

8 研修会等の主催者は、「駐車場利用規程」について、参会者に事前に周知し、必要に応じて担当者を配置する等、順守の徹底を図る。

### (その他)

9 管理上、教育研究所長が認めた場合は、駐車場の利用制限等、必要な処置をとることがある。

#### 附則

本利用規程は平成28年4月1日から施行する。